

市民学コース 行政と市民生活」

富士見市の高齢者福祉政策と

人生 100 年時代の必須知識

～ 老いを迎え、どう生き、どう逝くか～

第 3 回

生活サポート事業と

成年後見人制度



日 時	10 月 14 日 (土)	13:30~(13:00 開場)
会 場	鶴瀬コミュニティセンターホール	
講 師	須藤 紀子 富士見市社会福祉協議会 成年後見センターふじみ	
参加者	18 名	

46 期「行政と市民生活」講座は「人生 80 年時代」から「人生 100 年時代」へと超長寿社会を迎える中、「老いを迎え、どう生き、どう逝くか」をテーマに富士見市の高齢者福祉政策」と人生 100 年時代の必須知識を取り上げる事としました。

第 3 回講座は、いつまでも自分らしく暮らしていくために「日常生活自立支援事業と成年後見制度」について富士見市社会福祉協議会 成年後見センターふじみより 須藤 紀子氏を講師として迎え実施された。



講師 須藤 紀子氏

## 講座の内容(サマリー)

### 1. 本日本話しする内容

1. 制度創設の背景
2. 日常生活自立支援事業について
3. 成年後見制度について
4. 事例

## 2. 制度創設の背景

## 3. 日常生活自立支援事業について

### 日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）

1. 判断能力が不十分な人であっても福祉サービスの利用が適切にできるように助け、これに伴う日常的金銭管理を併せ持つ仕組みです。
2. 本人とお住いの地域の社会福祉協議会との契約により開始となります。
3. 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などに対し、福祉サービスの利用援助や日4. 常的金銭管理などの援助を行うことにより、地域で自立した生活を送ることを支援することを目的としています。
5. 対象者 判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方
6. 支援内容
  - ・福祉サービスの利用援助
  - ・日常生活上の手続き援助
  - ・日常的な金銭管理
  - ・書類等預かりサービス

#### 対象者・支援内容

#### 専門員と生活支援員の役割①

#### 専門員と生活支援員の役割②



富士見市社協 マスコットキャラクター  
うさみん

## 4. 成年後見制度について

### 成年後見制度のはじまり

1. 認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方を法律的に保護し、支えるための制度。
2. 従来の「禁治産・準禁治産者宣告制度」は、判断能力が不十分な方を「禁治産者」として、財産管理などを制限。禁治産者になるとその事実が公示され、本人の戸籍に記載されるため、社会的な偏見や差別を生む等の問題があった。
3. 成年後見制度は、平成12年、ノーマライゼーション、本人の残存能力の活用、自己決定の尊重の理念のもと、本人の財産と権利を守るために、介護保険制度とともにスタート。

## そもそも成年後見制度ってなに？

- 法定後見制度と任意後見制度の2つに分けられる。

### <法定後見>「後見」「保佐」「補助」

判断能力の程度に応じた制度を利用できる。

家庭裁判所によって選ばれた後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する。

### <任意後見>

本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した場合に備え、任意後見人を選び、公正証書で任意後見契約を結んでおくもの。

## 成年後見人等の仕事とは？

### ① 財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など財産に関する契約などについての助言や支援。

### ② 身上監護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払いなど日常生活に関わってくる契約などの支援。

※身元保証人や医療の同意は成年後見人等はできないので注意！

## 成年後見人ができること

## 成年後見人ができないこと

## 制度を利用するにはどうすればいい？

- 本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立て。

### <申立てのできる人>

本人、配偶者、四親等以内の親族、市区町村長など  
親、祖父母、子、孫、ひ孫、きょうだい、甥、姪  
おじ、おば、いとこ、配偶者の親・子・きょうだい

### <申立てに必要なもの>

戸籍謄本や医師の診断書（成年後見用）、家庭裁判所書式の申立書書類、申立て手数料、登記手数料など

## 申立てをすると・・・

家庭裁判所での審理が開始。

審理期間は個々の事案によって異なるが、多くの場合は3ヶ月前後となっている。

家庭裁判所の審判があり、2週間の抗告期間を経て、登記手続きを完了した上で後見人等の支援開始となる。

親族以外でも、弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門家や法人、市民後見人など家庭裁判所が本人にとって最も適切と判断した個人や法人が選任される。

## 費用について

申立てにかかる費用は、申立人が負担します。

法定後見の報酬は、本人の財産等により家庭裁判所が決定し、本人の財産から支払います。

### (業務に対する後払い)

報酬の支払いが困難な方に対して、富士見市では報酬助成の制度があります。

(高齢者福祉課・障がい福祉課)

任意後見は、契約で決定します。

## 申立てをする方がいない場合

- 身寄りがいないなどの理由で申立てをする方がいない判断能力が不十分な高齢者、知的障害者、精神障害者の保護・支援を図るため、市区町村長に法定後見の開始の審判の申立権が与えられています。
- 富士見市では、富士見市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、高齢者福祉課、障がい福祉課で市長申立て手続きを行っています。

各制度の判断能力の状況

成年後見センターふじみの取組み

成年後見センターふじみの主な業務内容

地域の事例



# 講座テキスト

2023年10月14日(土) 市民大学

## 日常生活自立支援事業と成年後見制度

～いつまでも自分らしく暮らしていくために～



富士見市協賛スポンサー  
富士見市社会福祉協議会

富士見市社会福祉協議会  
成年後見センターふじみ  
須藤 紀子

## 本日お話しする内容

1. 制度創設の背景
2. 日常生活自立支援事業について
3. 成年後見制度について
4. 事例

制度創設の背景

### 制度創設の背景

#### 社会福祉三法

戦後の生活困窮者や戦災孤児、傷痍軍人を救済するため、旧生活保護法(1946年→1950年に生活保護法に改正)、児童福祉法(1947年)、身体障害者福祉法(1949年)が制定された。

#### 1951年 社会福祉事業法

社会福祉事業に関する基本事項を定め、公明かつ適切に事業が行われることを確保し、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。

当時は、福祉サービスを必要としている人に対し、行政が必要性を判断してサービスを決定する措置制度だった。

制度創設の背景

#### 2000年 社会福祉事業法改正

(社会福祉事業法等改正法案大綱骨子より)

#### 改革の趣旨

○1951年の社会福祉事業法制定以来大きな改革の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため、見直しを行うものである。

○この見直しは、介護保険制度の円滑な施行、成年後見制度の導入、規制緩和推進計画の実施、社会福祉法人により不祥事の防止、地方分権の推進などに資するものであり、早急に実施する必要がある。

制度創設の背景

#### 2000年 介護保険法施行

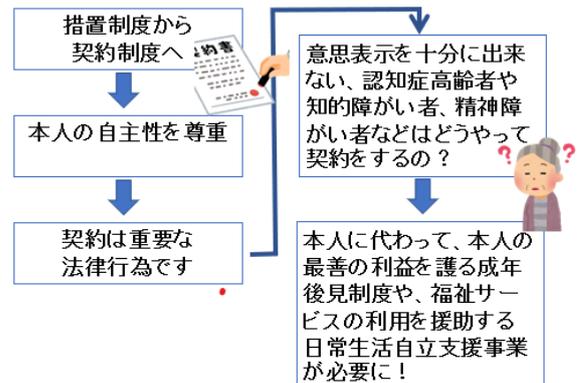
かつて、子どもや家族が行うものとされていた親の介護だったが、高齢化が進むにつれ、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化の進行、介護による離職が社会問題となった。家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に創設。

#### 2000年 成年後見制度の導入

1999年の民法改正により導入された、判断能力の不十分な人の財産と権利を保護するための制度。

※成年後見制度導入の半年前(1999年10月)に、地域福祉権利擁護事業(現:日常生活自立支援事業)が始まった。

制度創設の背景



<p>日常生活自立支援事業について</p>	<p style="text-align: right;">日常生活自立支援事業について</p> <p><b>日常生活自立支援事業 (あんしんサポートねっと)</b></p> <p>判断能力が不十分な人であっても福祉サービスの利用が適切にできるように助け、これに伴う日常的金銭管理を併せ持つ仕組みです。</p> <p>本人とお住いの地域の社会福祉協議会との契約により開始となります。</p> <p>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などに対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などの援助を行うことにより、地域で自立した生活を送ることを支援することを目的としています。</p>
-----------------------	---

<p>成年後見制度について</p>	<p style="text-align: right;">成年後見制度について</p> <p><b>成年後見制度のはじまり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方を法律的に保護し、支えるための制度。</li> <li>・ 従来の「禁治産・準禁治産者宣告制度」は、判断能力が不十分な方を「禁治産者」として、財産管理などを制限。禁治産者になるとその事実が公示され、本人の戸籍に記載されるため、社会的な偏見や差別を生む等の問題があった。</li> <li>・ 成年後見制度は、平成12年、ノーマライゼーション、本人の残存能力の活用、自己決定の尊重の理念のもと、本人の財産と権利を守るために、介護保険制度とともにスタート。</li> </ul>
-------------------	--

<p style="text-align: right;">成年後見制度について</p> <p><b>そもそも成年後見制度ってなに？</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法定後見制度と任意後見制度の2つに分けられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 法定後見 &gt; 「後見」「保佐」「補助」</li> </ul> </li> </ul> <p>判断能力の程度に応じた制度を利用できる。</p> <p>家庭裁判所によって選ばれた後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 任意後見 &gt;</li> </ul> <p>本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した場合に備え、任意後見人を選び、公正証書で任意後見契約を結んでおくもの。</p>	<p style="text-align: right;">成年後見制度について</p> <p><b>成年後見人等の仕事とは？</b></p> <p>① 財産管理 本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など財産に関する契約などについての助言や支援。</p> <p>② 身上監護 介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払いなど日常生活に関わってくる契約などの支援。</p> <p>※ 身元保証人や医療の同意は成年後見人等ではできないので注意！</p>
---	---

## 成年後見人ができること



## 成年後見人ができないこと



## 制度を利用するにはどうすればいい？

今からDVDを観ていただきます



- ・本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立て。  
<申立てのできる人>  
本人、配偶者、四親等以内の親族、市区町村長など  
親、祖父母、子、孫、ひ孫、きょうだい、甥、姪  
おじ、おば、いとこ、配偶者の親・子・きょうだい
- <申立てに必要なもの>  
戸籍謄本や医師の診断書(成年後見用)、家庭裁判所書式の  
申立書書類、申立て手数料、登記手数料など

## 申立てをすると...

- ・家庭裁判所での審理が開始。
- ・審理期間は個々の事案によって異なるが、多くの場合は3ヶ月前後となっている。
- ・家庭裁判所の審判があり、2週間の抗告期間を経て、登記手続きを完了した上で後見人等の支援開始となる。
- ・親族以外でも、弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門家や法人、市民後見人など家庭裁判所が本人にとって最も適切と判断した個人や法人が選任される。

## 費用について

- ・申立てにかかる費用は、申立人が負担します。
- ・法定後見の報酬は、本人の財産等により家庭裁判所が決定し、本人の財産から支払います。  
(業務に対する後払い)
- ・報酬の支払いが困難な方に対して、富士見市では報酬助成の制度があります。  
(高齢者福祉課・障がい福祉課)
- ・任意後見は、契約で決定します。

## 申立てをする方がいない場合

- 身寄りがいないなどの理由で申立てをする方がいない判断能力が不十分な高齢者、知的障害者、精神障害者の保護・支援を図るため、市区町村長に法定後見の開始の審判の申立権が与えられています。
- 富士見市では、富士見市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、高齢者福祉課、障がい福祉課で市長申立て手続きを行っています。

## 各制度の判断能力の状況

### 本人の判断能力の状況

判断能力あり	日常生活を送るのに不安がある	不十分	著しく不十分	全くない
任意後見契約		成年後見制度		
		補助	保佐	後見
あんしんサポートねっと				

## 成年後見センターふじみの取組み

### 成年後見センターふじみ (富士見市社会福祉協議会)

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度に関するいろいろなお相談に応じます。相談は無料です。



## 成年後見センターふじみの主な業務内容

①相談・支援  
成年後見制度の相談を受け、制度の利用が必要な場合は、手続きや申立てについて支援します。

②広報・啓発  
講習会や研修会、地域での出前講座を開催するなど、成年後見制度の普及啓発活動を行います。

③市民後見人の養成・支援  
地域の身近な支援者としての市民後見人を養成し、後見業務などの活動への支援を行います。

富士見市の市民後見人  
2023年10月時点 1名



④地域連携ネットワークの整備  
法律・医療・福祉関係機関や支援者による協議会を設けるなど、成年後見制度の利用促進に向け、地域との関係機関との連携強化を図ります。

## 地域の事例

日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行した事例

## 参考引用

2020年度日常生活自立支援事業推進マニュアル  
厚生労働省HP  
<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

報告 安藤隆一

